

## 道南銀鈴会運営事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、疾病等によって喉頭を摘出するなどして音声機能を喪失した者（以下「喉頭摘出者」という。）を支援し、社会参加を促進するため、食道発声、人工喉頭による発声訓練・技術取得を目的とした教室や研修会等および喉頭摘出者同士の親睦を深めることを目的とした交流会等を実施する道南銀鈴会に対し補助金を交付することに関し、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業は、道南銀鈴会自らが企画・立案し実施する事業で、その内容や時期、経費等が同会の目的を達するために適当であると市長が認めるものとする。

### (補助対象経費等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、前条各号に掲げる事業の実施に要する経費から交際費、慶弔費その他の経費で市長が定めるものを除いたものとする。

2 補助の割合は、補助対象経費の2分の1以内とする。

### (補助金の額)

第4条 補助金は、予算の範囲内において交付する。

### (その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。